

平成二十六年六月二十四日受領
答弁 第一二三三三号

内閣衆質一八六第二三三三号

平成二十六年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する第三回
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「檢察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する第

三回質問に対する答弁書

一について

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁している。

二及び三について

先の答弁書（平成二十六年五月三十日内閣衆質一八六第一七三号）三から五までについて及び先の答弁書（平成二十六年六月十三日内閣衆質一八六第一九四号）三及び五についてでお答えしたとおりである。

四及び五について

被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入について、現在、法制審議会に設けられた新時代の刑事司法制度特別部会において、具体的な検討が進められているところであり、法務大臣としては、まずは、その議論の状況を見守っていきたいと考えている。